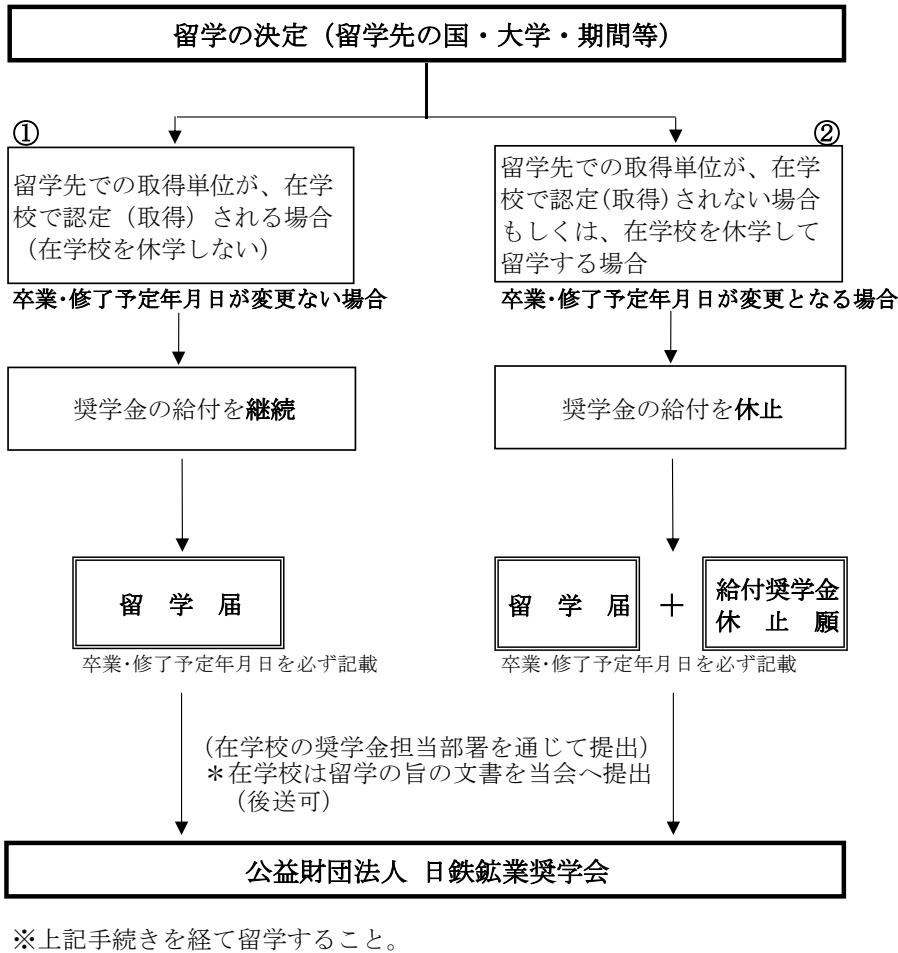
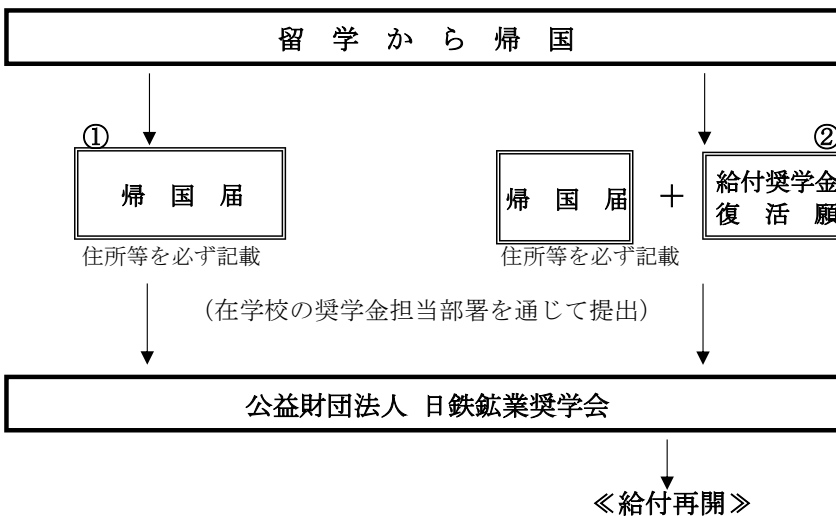


留学に関する届出フローチャート

【留学前】



【留学後】



- 注 1. 国・JASSO・学校独自等 (民間団体を除く) からの留学費用等支援目的の給付制度との重複は可とする。
2. 不明な点は、在 school 担当部署を通じて当会へ問い合わせること。
3. 届出は、必ず在 school 担当部署を通じて提出すること。
4. 奨学金の給付を辞退する場合は、当会の指示に従うこと。

※ 留学に際して、当会から送金の都合があるため (4・7・10・1月)、早めに連絡すること。
(休止される場合は、送金した給付金の返還を求めています)